

株主の皆様へ

「第5回定時株主総会招集ご通知」に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び
運用状況

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

第5回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.shinwa-jp.com/>) に掲載しております。

信和株式会社

(証券コード3447)

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社グループでは、業務の適正を確保するための体制等として、以下の12項目の整備事項を取締役会で定め、運用しております。

- (1) 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 取締役及び使用人は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、企業人として「経営理念」及び「行動規範」に則して行動する。
 2. 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンス強化のための指針として、教育・啓蒙活動を実施する。
 3. 監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況も含め、取締役の職務執行を監査する。
 4. 事業活動全般にわたる内部監査については、代表取締役社長に直属する内部監査室が実施する。さらに、内部通報制度により取締役及び使用人その他当社の業務に従事する者が不利益を受けることなく通報できる「通報・相談窓口」を設置・運営し、内部統制の補完、強化を図る。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、「情報管理規程」に従いこれらを保存、管理する。

- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他体制
 1. 「リスク管理規程」を定め、事業活動全般に係る個々のリスクについて、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し定期的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督する。
 2. 大地震、水害等の突発的な有事においては、代表取締役社長を緊急対策本部長とする緊急対策体制をとり、損害の拡大を防いでこれを最小限に止める体制を整備する。

- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回（子会社については三ヶ月に一回）開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論、審議にあたる。また、取締役会の決定事項に基づき迅速かつ効率的に業務を執行するため、執行役員制度を採用し、業務執行権限を委譲する。
 2. 取締役は定時及び臨時の取締役会における業務執行報告により、その執行状況を適切に監視し、業務執行の適正性及び効率性を確保する。

- (5) 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 当社は業務の適法性、企業倫理性を確保すべく「関係会社規程」を制定し、グループ全体として社会的責任を果たすべく体制を整備する。
 2. 「関係会社規程」及び「内部監査規程」に基づき、関係会社の内部監査を実施し、子会社から独立した立場で業務執行の適正性、損失の危険に対する管理、業務執行の効率性、業務執行の法令及び定款に対する適合性について監査を行うことにより業務の適正を確保する。
 3. 原則として子会社には当社の役員を役員として派遣するとともに、重要事項に関しては当社の事前承認または当社への報告を行う。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
 1. 監査等委員会が補助使用人を置くことを求めたときは、会社は当社の使用人から補助使用人を任命するものとする。
 2. 補助使用人の取締役からの独立性を確保するために、監査等委員会は補助使用人の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとする。
 3. 補助使用人は、監査等委員でない取締役の指揮命令は受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

- (7) 監査等委員でない当社グループの取締役及び使用人等（以下「当社グループの取締役等」という）による監査等委員会への報告に関する体制
 1. 当社グループの取締役等は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 2. 当社グループを対象とする社内通報により、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重大な問題が生じたときは、監査等委員会へ報告を行う。
 3. 当社グループの取締役等は、監査等委員会の求めに応じて事業の報告を行うとともに、当社グループの業務及び財産の状況の調査に協力を行う。

- (8) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役等は、法令その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制の確保を図るものとする。また、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがない旨を含めるものとする。

(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の取扱いに関する事項
監査等委員がその職務の執行につき当社に対して費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を確保する。
2. 内部監査室と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備を図る。
3. 監査等委員会が業務に関する説明または報告を求めた場合、当社グループの取締役等は迅速かつ適切に対応する体制を整える。
4. 補助使用人は監査等委員会に対し監査が実効的かつ効率的に行われるよう情報提供を行う。

(11) 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

1. 反社会的勢力に対しては、管理本部に情報を収集し対応する。
2. 反社会的勢力とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。
3. 反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」を制定し、取引先に対して、インターネットを利用した新聞記事検索や風評確認による属性チェックを行うとともに、取引先との間で締結する基本契約書等においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込む。
4. 警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力に関して連携を図る。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、当社グループの経営理念及び行動方針に基づき、社内ホームページや社内会議等を用いて、経営理念の浸透や法令遵守への向上を図る取り組みを行っているほか、有効な内部通報制度の整備や、監査等委員会及び内部監査室による監査によって、コンプライアンスの水準を維持・向上させるよう努めております。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
- (2) 連結子会社の名称 信和サービス株式会社

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い方の金額で測定しております。

棚卸資産の取得原価には、購入原価及び加工費が含まれており、主として総平均法に基づいて算定されております。

加工費は、固定及び変動製造間接費の適切な配賦額を含んでおります。

正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した金額であります。

② 金融商品

非デリバティブ金融資産

当社グループは金融資産を、当社グループがその金融商品に関する契約の当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は、公正価値により当初測定しております。当初認識後に純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産については、その金融資産の取得のために直接要した取引費用を当初測定金額に含めております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後の測定は、実効金利法による償却原価で行っております。

償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに金融資産の信用リスクを期末日現在と当初認識日現在で比較し、金融資産に係る信用リスクの著しい増加の有無を評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、当初認識時に、資本性金融商品のうち売買目的で保有するもの以外のものについて、原則としてその公正価値の変動をその他の包括利益に認識することを選択しております。その他の包括利益を通じて認識することを選択する場合には、その指定を行い、取消不能なものとして継続的に適用しております。当初認識後の測定は、その他の包括利益を通じて公正価値で行っております。

当該金融商品を売却する場合には、認識されていた累積利得または損失は、売却時にその他の包括利益から利益剰余金に振り替えております。当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、償却原価で測定する金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。当初認識後の測定は、純損益を通じて公正価値で行っております。

当社グループは、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、譲渡されたか、または実質的に所有に伴う全てのリスクと経済価値が移転した場合に金融資産の認識を中止しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しております。取得原価には、取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しております。土地及び建設仮勘定は減価償却を行っておりません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 3～40年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～17年 |
| 工具器具及び備品 | 2～10年 |
| レンタル資産 | 3年 |

有形固定資産の残存価額と耐用年数は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

②無形資産

a. のれん

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位に減損の兆候がある場合及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に減損テストを実施しております。

b. 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産は、当該無形資産の取得原価を取得日現在の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。

主要な無形資産項目の見積耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|--------|----|
| ソフトウェア | 5年 |
|--------|----|

耐用年数を確定できる無形資産の償却期間及び償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(3) 非金融資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損

当社グループでは、期末日ごとに、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しております。

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産は、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、その資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位または資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資金生成単位または資金生成単位グループの固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損損失は純損益に認識し、のれんについてはその後の期間に戻入は行っておりません。

(4) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ、その債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。

引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。

当社グループは引当金として、資産除去債務を認識しております。

(5) 収益認識

顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

①商品及び製品の販売による収益

商品及び製品販売については、主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。

②役務の提供

役務の提供から生じた収益は、主として契約に基づく役務提供の成果の引き渡し時点で履行義務を充足したのものとして収益を認識しております。仮設資材架払工事に関しては、工事の進捗度（見積工事原価総額に占める既発生原価の割合）に応じて収益を認識しております。

③資材レンタルによる収益

資材のレンタルについては、契約期間の時の経過に応じ一定期間にわたって収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要事項

消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

1. IFRS第9号「金融商品」

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第9号「金融商品」（2014年7月改訂、以下「IFRS第9号」という。）を適用しております。適用後の会計方針は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項」に記載のとおりであります。なお、この基準の適用による当社グループの業績または財政状態に対する影響は軽微であります。

2. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2014年5月公表）及び「IFRS第15号の明確化」（2016年4月公表）（合わせて以下「IFRS第15号」）を適用しております。適用後の会計方針は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項」に記載のとおりであります。IFRS第15号の適用にあたっては、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

なお、この基準の適用による当社グループの業績または財政状態に対する影響は軽微であります。

【連結財政状態計算書に関する注記】

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

| | |
|--------------|----------|
| 営業債権及びその他の債権 | 19,930千円 |
| その他の金融資産 | 55,113千円 |

2. 担保に供している資産

金融機関とのコミットメントライン契約の担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|---------|-----------|
| 建物及び構築物 | 380,196千円 |
| 土地 | 801,968千円 |

3. 有形固定資産の減価償却累計額 3,060,220千円

4. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は次のとおりであります。

| | |
|------|----------|
| 受取手形 | 37,010千円 |
|------|----------|

5. 財務制限条項

長期借入金6,180,249千円（1年内返済予定の長期借入金494,427千円を含む）について、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合に、借入先の要求に基づき、該当する借入金の返済を求められることがあります。

タームローン及びコミットメントライン

- ① 各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2018年3月決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日において、連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

コミットメントライン

各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2018年3月決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の65%以上に維持すること。

【連結持分変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度末における発行済株式数

普通株式 13,988,800株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2018年5月24日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額 592,901千円

② 1株当たり配当額 43円

③ 基準日 2018年3月31日

④ 効力発生日 2018年6月27日

⑤ 配当の原資 利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年4月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額 615,507千円

② 1株当たり配当額 44円

③ 基準日 2019年3月31日

④ 効力発生日 2019年6月11日

⑤ 配当の原資 利益剰余金

3. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 400,800株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、金融商品から生じる以下のリスクに晒されております。当該リスクを回避または低減するため、リスク管理を行っております。

- ・信用リスク (①参照)
- ・流動性リスク (②参照)
- ・市場リスク (③参照)

①信用リスク

信用リスクとは、顧客または金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクであり、主に当社グループの顧客からの債権から生じております。

営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程等にしたいがい、担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②流動性リスク

当社グループは、借入金等により資金を調達しておりますが、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、流動性リスクの未然防止または低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、資金調達の多様化を図っております。また、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

③市場リスク

1. 市場リスクの管理

当社グループにおける、管理すべき重要な市場リスクは金利リスクであります。

2. 金利リスク

借入金は主に、M&Aに係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、当社グループでは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、銀行から定期的に金融商品に関する情報を収集し見直しを実施しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額並びにそれらの公正価値については、以下の表のとおりであります。

なお、公正価値で測定されていない金融資産または金融負債の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目の公正価値に関する情報は、この表には含まれておりません。

(単位：千円)

| | 連結財政状態計算書計上額 | 公正価値 |
|----------------------|--------------|-------|
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | |
| ゴルフ会員権等 | 6,890 | 6,890 |
| 合計 | 6,890 | 6,890 |

上記の公正価値の測定方法は次のとおりであります。

ゴルフ会員権等

ゴルフ会員権等は、活発でない市場における同一資産の市場価格によっております。

【1株当たり情報に関する注記】

| | |
|-----------------|---------|
| 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 919円24銭 |
| 基本的1株当たり当期利益 | 96円44銭 |
| 希薄化後1株当たり当期利益 | 95円81銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 … 3年～40年

構 築 物 … 7年～15年

機 械 及 び 装 置 … 2年～10年

- (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。
- | | | |
|--------|---|-----|
| のれん | … | 20年 |
| 商標権 | … | 20年 |
| ソフトウェア | … | 5年 |
- (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用 定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
完成工事売上高及び完成工事原価
工事契約に係る売上高は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産に区分表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度64,232千円）は、当事業年度においては「繰延税金負債」234,196千円に含めて表示しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

金融機関とのコミットメントライン契約の担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|-----|-----------|
| 建物 | 310,441千円 |
| 構築物 | 6,468千円 |
| 土地 | 801,968千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,346,466千円

3. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は次のとおりであります。

| | |
|------|----------|
| 受取手形 | 37,010千円 |
|------|----------|

4. 関係会社に対する金銭債権債務

| | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 245,677千円 |
| 短期金銭債務 | 2,548千円 |
| 長期金銭債務 | 600,000千円 |

5. 財務制限条項

長期借入金6,250,000千円（1年内返済予定の長期借入金500,000千円を含む）について、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合に、借入先の要求に基づき、該当する借入金の返済を求められることがあります。

タームローン及びコミットメントライン

- ① 各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2018年3月決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日において、連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

コミットメントライン

各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2018年3月決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の65%以上に維持すること。

【損益計算書に関する注記】

| | |
|------------|-------------|
| 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 1,109,809千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 21,472千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 207,161千円 |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項
当事業年度末における発行済株式数
 普通株式 13,988,800株
2. 当事業年度末における新株予約権に関する事項
当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
 普通株式 400,800株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 14,117千円 |
| 賞与引当金 | 18,886千円 |
| 土地 | 233,202千円 |
| 会員権 | 14,442千円 |
| 資産除去債務 | 11,306千円 |
| その他 | 27,307千円 |
| 繰延税金資産小計 | 319,262千円 |
| 評価性引当額 | △251,063千円 |
| 繰延税金資産合計 | 68,199千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 商標権 | △285,444千円 |
| 未収事業税 | △14,805千円 |
| その他 | △2,146千円 |
| 繰延税金負債合計 | △302,396千円 |
| 繰延税金負債の純額 | △234,196千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

| | |
|-------------------|-------------|
| | (%) |
| 法定実効税率 | 29.9 |
| (調整) | |
| のれん償却額 | 11.1 |
| 受取配当金の益金不算入 | △4.7 |
| 税率変更による影響額 | △2.4 |
| その他 | 0.7 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | <u>34.6</u> |

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|------------|-----------|---------------------------|---------------|-------------|-------|-----------|
| 子会社 | 信和サービス株式会社 | 直接100% | 当社製品の販売 資金の借入 役員の兼任 | 製品の販売 (注1) | 1,109,809千円 | 売掛金 | 244,427千円 |
| | | | | 利息の支払 (注2) | 6,112千円 | 長期借入金 | 600,000千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(注2) 信和サービス株式会社からの金銭の借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

役員及び主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末 残高 |
|----|----------------|---------------|----------------------------|---------------|------------------|----------|----|----------|
| 役員 | 山田 博 | 当社代表 取締役社長 | (被所有) 直接 0.49 | — | 新株予約権 の行使 (注) | 34,500千円 | — | — |
| 役員 | 則武栗夫 | 当社 常務取締役 | (被所有) 直接 0.24 | — | 新株予約権 の行使 (注) | 17,300千円 | — | — |
| 役員 | 平野真一 | 当社取締役 | (被所有) 直接 0.24 | — | 新株予約権 の行使 (注) | 17,300千円 | — | — |

(注) 2016年3月23日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権の当事業年度における行使金額を記載しております。

なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

【1株当たり情報に関する注記】

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 716円95銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 60円51銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。